福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の手引き

＜第4版＞

＜目次＞

1 「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について・・・・ P.1

2 事業者登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

3 委託契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4

4 利用登録手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

5 実績報告及び費用の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11

＜参考資料＞

福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱・・・・・・・・ P.13

様式集・・ P.18

令和5年9月

福岡市こども未来局こども発達支援課

【第4版　改正内容】

◆レスパイト事業の拡充

令和5年9月1日より、**保育所・学校等に在籍する医療的ケア児を対象とし、保育所・学校等（登下校、校内・校外活動等）における看護を対象**とする。

【拡充内容】

〇利用の範囲：保育所・学校等（登下校、校内・校外活動等）における看護を実施した場合。

※ただし、福岡市幼稚園等看護師派遣事業補助金の交付対象となる訪問看護を提供する場合や教育委員会で実施される学校看護師による医療的ケアの対象となる場合は、本事業の対象外となります。

〇利用時間（上限）：144時間

※従来の48時間とは別枠で設定します。

※上記の「利用の範囲」以外の場所や目的に利用することはできません。

◆サービス実績報告書（様式第7号）の様式変更

レスパイト事業の対象を拡充したため、サービス実績報告書の様式を改正しました。

〇従来の48時間の報告書・・・サービス実績報告書（様式第7－1号）

〇拡充の144時間の報告書・・・サービス実績報告書（様式第7-2号）

◆医療的ケア児の現況届の提出について

〇利用登録を行っている医療的ケア児の現況を確認するため、毎年、指定訪問看護事業者を経由して、利用登録（変更）申請書兼現況届（様式第1号）に訪問看護指示書の写しを添えて、現況届の提出をお願いします。（福岡市より、現況届の提出についてお知らせします）

◆要綱様式の改正

・様式第1号　福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業　利用登録（変更）申請書兼現況届

・様式第7号　福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業　サービス提供実績報告書

【　問い合わせ先　及び　書類等の提出先　】

〒810-8620　福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所　こども未来局　子育て支援部　こども発達支援課

TEL：092-711-4178　　FAX：092-733-5883

Mail：hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

【事業者向けホームページ】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito-jigyousya.html

【利用者向けホームページ】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito.html

1 「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について

(1) 事業目的

医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供し、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的としています。

(2) 事業の流れ

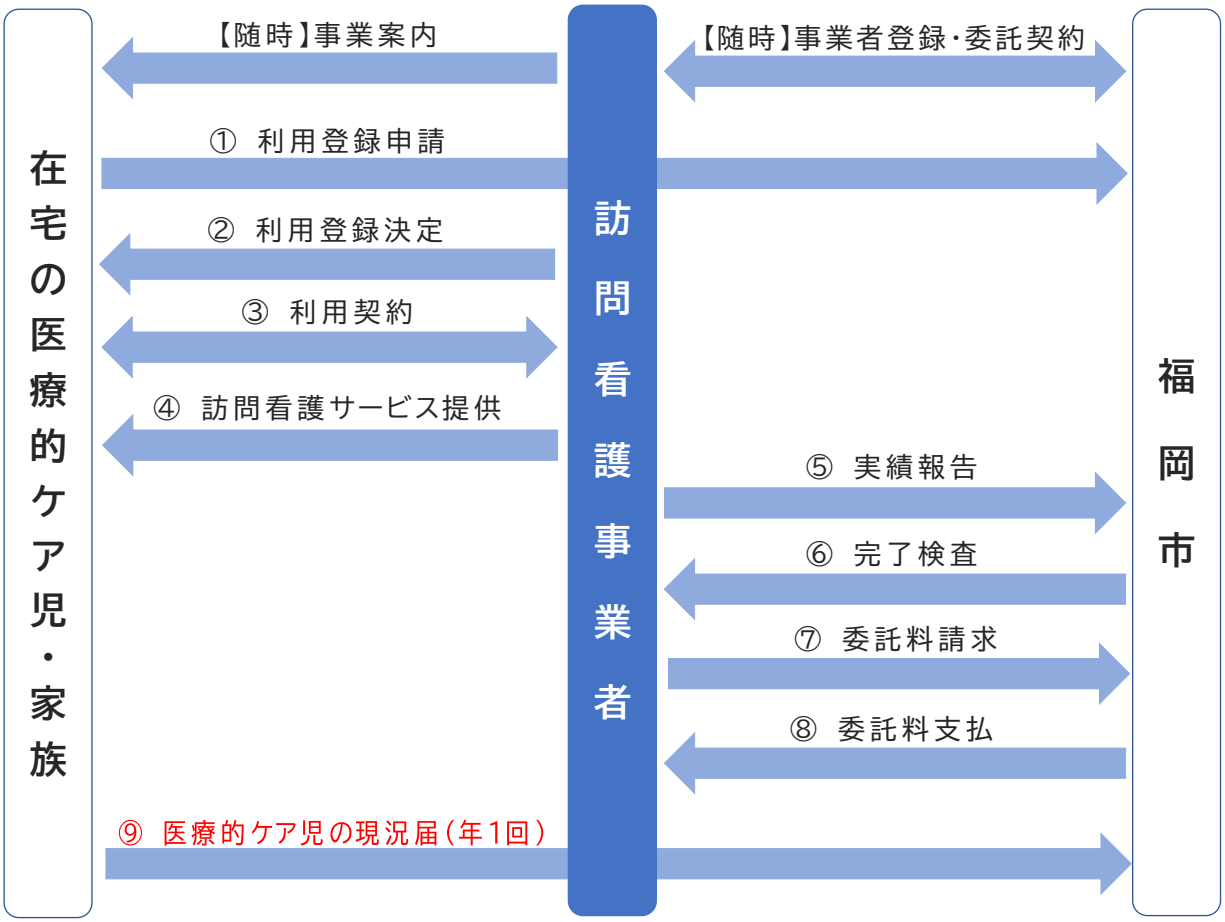

(3) 利用対象者

◆ 利用対象者は、医療的ケア児の家族です。

「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

① 福岡市内に住所を有すること。

② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

③ 在宅で同居の障がい児等の保護者または障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。

④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。

⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

（4） サービス内容

◆ 訪問看護事業者が医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅以外で、医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を提供します。

【サービス内容例】

- ◆ 親戚、友人宅や外出先でおこなう訪問看護
- ◆ 病院受診時の付き添い
- ◆ 図書館や博物館などへ出掛ける際の付き添い　など

※ 入院中の利用できません。

※ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用時間を超える利用に限ります。

※ 訪問看護事業者がサービスを提供することができると判断した内容・場所であれば、制限はありません。

※ 看護を伴わない見守りは対象となりません。

（5） 利用可能時間

◆ 医療的ケア児一人につき年間48時間まで

※ サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。（30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）

※ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとする。ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることができる。

◆ 保育所・学校等に在籍する医療的ケア児は、上記時間とは別に、年間144時間まで

※ 利用の範囲は、保育所・学校等（登下校、校内・校外活動等）における看護の実施の場合

※ サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。（30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）

※ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとする。

※ ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることができる。

（6） サービス費用

◆ 本事業の利用にあたって、利用者の自己負担金はありません。

◆ 本事業にかかった経費は、福岡市からサービスを提供した訪問看護事業者に、1時間あたり 7,500 円を、利用者の代わりに支払います。

2 事業者登録について

事業者登録

指定訪問看護事業者	登録を希望する指定訪問看護事業者は、 「(3)事業者登録の提出書類」の書類を福岡市へ提出する。

↓ 「事業者登録申請書」など(事業所ごとに1部)

福岡市	① 本事業の「(2)事業者登録の要件」を満たしているか確認し、指定訪問看護事業者に「事業者登録通知書」を送付する。 ② 本事業の委託契約書類を送付する。 ③ 本事業の登録事業者一覧表に、①で登録した指定訪問看護事業者を登載する。

↓ 「事業者登録通知書」(事業所ごとに1部)
「委託契約書類一式」(事業者に1部)

指定訪問看護事業者	福岡市から送付された「委託契約書類一式」を確認し、 委託契約手続きを行う。(P.4へ)

(2) 事業者登録の要件

◆ 健康保険法第 88 条第 1 項の規定に基づく指定訪問看護事業者

※ 事業者登録は同法により指定にされた訪問看護事業所ごとに登録されます。
※ 委託契約は、登録された指定訪問看護事業者(以下、「登録事業者」という。)と締結します。

(3) 事業者登録の提出書類

① **福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業者登録申請書（必須）** **⇒様式集 P.22**
② 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し (※)
③ 職員配置一覧 (※)
④ 資格証の写し (※)
⑤ 訪問看護事業所の運営規定 (※)
(※)は、「福岡市訪問型在宅レスパイト事業」の登録事業者である場合に、提出を省略できます。

◆ 事業者登録は、初回の登録後、更新の手続きはありません。
◆ 登録内容に変更があれば、随時、変更届を提出してください。

3 委託契約について

(1) 委託契約の流れ

◆ 委託契約は、訪問看護事業者と締結します。
◆ 事業者登録 2 年目以降も、福岡市から委託契約書類を送付します。

見積提出

登録事業者	登録事業者は、福岡市から送付された「委託契約書類一式」のうち、「(2)委託契約における提出書類　提出書類 ①【見積提出】」(P.5)の書類を福岡市へ提出する。

「見積書兼随意契約伺」(1部)
「見積内訳書」(1部)

契約締結

福岡市	登録事業者から「見積書兼随意契約伺」の提出を受けたのち、「委託契約書」等を作成し、登録事業者へ送付する。

「委託契約書」(2部)

登録事業者	① 福岡市から送付された「委託契約書」に押印及び割印を行い、福岡市へ返送する。 ② 「(2)委託契約における提出書類　提出書類 ②【契約締結】」(P.5)の書類を福岡市へ提出する。

「委託契約書」(2 部)
「着手届」(1部)
「業務遂行責任者届」(1部)など

福岡市	登録事業者から送付された「委託契約書」に押印及び割印を行い、登録事業者へ返送する。

「委託契約書」(1部)

着手

登録事業者	【サービス提供開始】 本事業のサービスを提供した月の実績を報告する。(P.11へ)

（2） 委託契約における提出書類

提出書類 ①【見積提出】

■ **見積書兼随意契約伺** ⇒様式集 P.27

◆ 委託契約にあたり費用の見積もりが必要となります。

◆ 見積額を税込金額で記載し、登録事業者名等を記載のうえご提出ください。

◆ 複数の事業所を登録している場合は、複数の登録事業所で支援が見込まれる人数・時間から積算した金額の合計を見積額として記載してください。

■ **見積内訳書** ⇒様式集 P.28

◆ 見積額の内訳等を記載し、随意契約伺兼見積書と併せてご提出ください。

提出書類 ②【契約締結】

■ **委託契約書** ⇒様式集 P.29

◆ 本事業の委託契約書を福岡市から送付します。

◆ 事業者名等記載・押印のうえご返送ください。

■ **着手届** ⇒様式集 P.30

◆ 本事業の業務を開始したこと届け出る書類です。

■ **業務遂行責任者届** ⇒様式集 P.31

◆ 本事業の責任者を届け出る書類です。

◆ 業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を定めてください。

□ 口座振込依頼書 兼 債権者登録申請書 ⇒様式集 P.32

福岡市に口座登録していない場合は、ご提出ください。

（登録されているかの確認は、こども発達支援課までお尋ねください。）

（3） 委託業務内容

（1）利用者への事業周知

訪問看護事業所の利用者で、下記の要件に該当する医療的ケア児の家族がいる場合は、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業業務委託（以下「本事業」という。）の周知を行う。

【利用対象者】福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（定義）

第2条　この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2　この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。

（1）　福岡市内に住所を有すること。

（2）　0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

（3）　在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。

（4）　医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第 19 条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

（5）　訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

3　この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると福岡市長が認めた者をいう。

（利用対象者）

第4条　本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

（2）利用者の利用登録申請等・決定補助

① 利用者から、本事業の登録希望があった場合は、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書兼現況届」（以下「利用登録申請書兼現況届」という。）を配布する。

② 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第8条に基づき、下記の書類を福岡市へ進達する。

ア.利用登録申請書兼現況届

イ.医師の訪問看護指示書の写し

ウ.訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

③ 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第9条に基づき、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書」（以下「決定通知書」という。）を、利用者へ通知する。

※福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第10条に基づく届け出の時も同様とする。

（3）利用者との契約

利用者への決定通知書の内容を確認し、本事業の実施にあたり利用者と訪問看護事業者で利用契約を締結する。

(4)利用申込の受付

利用者から、本事業に基づく利用申込が行われた場合、下記の条件を満たしている場合は、利用申込を受け付けるものとする。ただし、訪問看護事業者が正当な理由により、サービスの提供が困難である利用申込であれば、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

① 本事業の利用登録がされていること。

② 年間の累計利用時間が48時間(保育所・学校等における看護の実施の場合は144時間)を超えていないこと。

③ 訪問看護によるサービスが必要であること。

(5)利用調整等

利用申込を受け付け後、本事業に基づく訪問看護の提供場所において、提供場所を管理する者に承諾等が必要な場合は、訪問看護事業者から提供場所を管理する者へ連絡調整を行うこと。

(6)サービス提供

① 本事業に基づく訪問看護は、健康保険法に規定する訪問看護の規定を準拠するものとする。

② サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。

③ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとする。ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることができる。

(7)提供実績の管理

① サービスの提供終了後、提供内容、提供時間を記録しておくこと。

② 複数の訪問看護事業者が、サービスを提供している場合は、事業者間での調整のうえ、年間の利用時間を管理すること。

③ サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得ること。

(8)実施報告

サービス提供終了後、当月1日から末日までの1か月分について「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(様式7号-1 及び第 7-2 号)」を、翌月15日までに、市長に報告し、市長の検査を受けなければならない。

(9)委託料の請求事務

前項の検査を完了したのち、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第7条に規定する費用を市長に請求しなければならない。

(10)利用者等からの問い合わせ対応

本事業の利用において、利用者等から問い合わせ等があった場合は、誠実に対応すること。

(4) 費用

本事業に係る経費は、下記のとおり算定した金額とする。

対象経費	金額
①指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護(健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く)に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×7，500円(1時間当たり単価) 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 (月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ) ただし対象者一人につき、一年度当たり48時間を上限とする。
②指定訪問看護事業者が保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×7，500円(1時間当たり単価) 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、保育所、学校等に在籍する医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 (月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ) ただし対象者一人につき、一年度当たり 144 時間を上限とする。 また、1人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間を算定時間とし、同一時間帯での重複は認めない。

4 利用登録手続きについて

(1) 利用登録の流れ

事業周知

登録事業者

対象要件(P.6【利用対象者】福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱を参照)に該当する医療的ケア児が利用している場合、医療的ケア児の家族へ本事業の周知を行う。

「事業案内チラシ」 ⇒様式集 P.33、34

医療的ケア児の家族

登録事業者から医療的ケア児の家族へ「事業案内チラシ」を配布する。

【登録の意向がある場合】

登録事業者又は本事業ホームページから入手した「利用登録申請書兼現況届」に、必要事項を記載し、(2)利用登録に関する書類を揃えて、登録事業者に提出する。

「利用登録申請書兼現況届」(医療的ケア児ごとに1部)

利用登録申請・決定補助・利用契約

登録事業者

医療的ケア児の家族から提出された「利用登録申請書兼現況届」及び(2)利用登録に関する書類を揃えて、福岡市へ提出する。

「利用登録申請書兼現況届」など(医療的ケア児ごとに1部)

福岡市

登録事業者から送付された「利用登録申請書兼現況届」により利用対象者の要件を確認し、利用登録の可否の決定を行い、登録事業者を経由して医療的ケア児の家族へ「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」(以下、「決定通知書」という。)により、通知する。

「決定通知書」(医療的ケア児ごとに1部)

登録事業者

医療的ケア児の家族へ福岡市から送付された「決定通知書」を医療的ケア児の家族へ渡し、利用契約を締結する。

「決定通知書」(医療的ケア児ごとに1部)
「利用契約書」(任意の部数)

医療的ケア児の家族

登録事業者から「決定通知書」を受け取り、登録事業者と利用契約を締結する。

（2） 利用登録に関する書類

提出書類 【利用登録申請】

■ **福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書兼現況届** ⇒様式集 P.19

◆ 本事業は、利用登録を受けた後、登録事業者と利用契約を行うことで、利用が可能となります。

◆ 申請者は、医療的ケア児の家族となります。

■ **訪問看護指示書の写し**

◆ 医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書を提出してください。

◆ 申請者に代わり、登録事業者が保有している訪問看護指示書の写しを準備又は添付することができます。

■ **訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類**

◆ 現に訪問看護を受けていることを確認するため、訪問看護事業者（登録事業者以外でも可）を利用していることが分かる書類を提出してください。

◆ 利用していることが分かる書類は、訪問看護報告書や訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書などです。

◆ 提出書類は、利用者名と訪問看護事業者名が記載されているページのみご提出ください。

※添付書類は、おおむね申請日から1年以内に作成した書類としますが、訪問看護指示書の写しは、申請日において、有効なものに限ります。

参考書類 【登録事業者と利用者の利用契約】

□ **利用契約書** ⇒様式集 P.34（参考様式）

◆ 登録事業者と利用者の利用契約については、本事業に基づく利用を両者間で合意したこと示すため、利用契約書によることとしています。

◆ 本事業の利用契約は、「モデル利用契約書」を準備しております。
事業者の運営実態に合わせて修正するなどしてお使いください。

◆ 利用者登録は、一度登録すれば18歳に達する日以降の最初の3月31日までです。

◆ 医療的ケア児の現況を確認するため、年1回 現況届の提出が必要となります。（提出時期については、福岡市よりご案内します。）

◆ 利用者の申請内容に変更があれば、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書兼現況届」 ⇒様式集 P.19を提出してください。

◆ 変更申請の流れは、利用登録と同じ流れになります。

5 実績報告及び費用の請求について

(1) 実績報告及び費用の請求の流れ

利用申込

医療的ケア児の家族

登録事業者と利用契約締結後、本事業に基づくサービスを利用したい際は、登録事業者に利用を申し込む。

任意の方法(電話、メール、ファックスなど)で、利用申込を受け付けてください。

登録事業者

医療的ケア児の家族から利用申込後、P.7(4)利用申込の受付に条件を満たしており、サービスの提供が困難と認められない時は、サービスを提供する。

実績報告

登録事業者

【サービス提供後】

「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業　サービス提供実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)により、サービスの提供内容を管理する。

【サービス提供月翌月15日まで】

P.12「(2)実績報告及び費用の請求の提出書類　提出書類①【実績報告(4～2月サービス提供分)】」を、福岡市へ提出する。

【サービス提供3月分のみ】

P.12「(2)実績報告及び費用の請求の提出書類　提出書類②【実績報告(3月サービス提供分)】」の書類を、福岡市へ提出する。

「実績報告書」(利用者ごとに1部)
「部分完了届」(1部　月ごとに必要)
「全部完了届」(1部　3月分のみ必要)
「請求書」(1部　あらかじめ提出可能)

費用の請求

福岡市

登録事業者から提出された書類を検査する。
検査終了後、登録事業者へ請求書の提出を連絡する。

※実績報告の際に請求書を提出された場合は、連絡は行いません。

登録事業者

福岡市へ P.12「(2)実績報告及び費用の請求の提出書類　提出書類③【請求】」の「請求書」により、本事業に係った費用を請求する。

「請求書」(1部)
※実績報告の際に請求書を提出された場合は、不要

福岡市

登録事業者から「請求書」により、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

（2） 実績報告及び費用の請求の提出書類

提出書類 ①【実績報告（4～2月サービス提供分）】

□ **福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業　サービス提供実績報告書** ⇒様式集 P.26、27

- ◆ サービスを提供したことを報告する書類です。
- ◆ 利用者ごとに、サービスを提供した実績を記載してください。
- ◆ サービスを提供した実績がない利用者は提出不要です。
- ◆ サービス算定時間が、年間48時間（保育所・学校等における看護の場合は、年間144時間）を超えた場合、超えた時間の費用は請求できません。
- ◆ 令和3年4月から、実績報告書の確認印が不要となりましたが、
  サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得てください。
  ※報告確認方法については、実績報告書の写しを渡すなど、任意の方法で構いません。

□ **部分完了届** ⇒様式集 P.35

- ◆ サービスを提供した月の業務を完了したことを届け出る書類です。
- ◆ サービスを提供した実績がある場合に、実績報告書に沿えて提出してください。

提出書類 ②【実績報告（3月サービス提供分）】

□ **福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業　サービス提供実績報告書** ⇒様式集 P.26、27

- ◆ 提出書類 ①【実績報告（4～2月サービス提供分）】と同様です。

□ **部分完了届** ⇒様式集 P.35

- ◆ 提出書類 ①【実績報告（4～2月サービス提供分）】と同様です。

■ **全部完了届** ⇒様式集 P.36

- ◆ 1年間の業務が完了したことを届け出る書類です。
- ◆ 部分完了届と異なり、実績の有無に関わらず、全ての登録事業者が提出する必要があります。

提出書類 ③【請求】

□ **請求書** ⇒様式集 P.37

- ◆ 本事業に係る経費を福岡市へ請求する書類です。
- ◆ サービスを提供した実績のない月は提出不要です。

◆ 「実績報告書」は、利用実績がある利用者ごとに提出が必要ですが、「（部分・全部）完了届」及び「請求書」は、それぞれ1枚（請求書の金額は複数名合算可）提出してください。

福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として福岡市が実施する福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

２　この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。

（１）　福岡市内に住所を有すること。

（２）　０歳から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にあること。

（３）　在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。

（４）　医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第 19 条の４第１項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

（５）　訪問看護（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

３　この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると福岡市長が認めた者をいう。

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は福岡市（以下「市」という。）とする。

（利用対象者）

第４条　本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

（サービス提供内容）

第５条　本事業は、委託を受けた指定訪問看護事業者（健康保険法第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者）が、同項に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅利用や訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する。ただし、指定訪問看護事業者が、サービスを提供できないと判断した場合は、この限りでない。

２　福岡市幼稚園等看護師派遣事業補助金の交付対象となる訪問看護を提供する場合は、本事業の対象外とする。

（サービス提供時間）

第６条　本事業の利用時間は、医療的ケア児一人につき、年 48 時間を限度とする。

２　保育所・学校等に在籍する医療的ケア児について、保育所・学校等（登下校、校内・校外活動等）に

おける看護が必要な場合は、医療的ケア児１人につき、年 144 時間を限度として、前項のサービス提供時間に上乗せして利用することができる。

（事業に要する費用）

第７条　本事業に基づくサービスの提供費用は、別表で定める金額を限度とする。

２　本事業に基づき利用対象者が指定訪問看護事業者からサービスの提供を受けたときは、市が利用対象者に代わり、当該利用指定訪問看護事業者に支払うものとする。

（利用登録申請）

第８条　本事業の利用を希望する利用対象者は、利用しようとする指定訪問看護事業者を経由して、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書兼現況届（様式第１号）（以下「利用登録申請書兼現況届」という。）に、次に掲げる資料を添付して市長に申請しなければならない。

（１）　第２条第２項第４号に規定する医師の訪問看護指示書の写し

（２）　訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

（利用登録決定）

第９条　市長は、前条の申請があったときは本事業の利用登録の可否の決定を行わなければならない。

２　市長は、前項の規定による決定を行ったときは、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書（様式第２号）（以下「決定通知書」という。）により、指定訪問看護事業者を経由して利用対象者に通知するものとする。

３　第１項の利用登録期間は、同項の規定により本事業の利用登録の決定（以下「利用決定」という。）を行った日から 18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までとする。

（変更等の届出）

第 10 条　利用決定を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定訪問看護事業者を経由して、「利用登録申請書兼現況届（様式第１号）」を市長に提出しなければならない。

（１）　利用者が市内で居住地を変更するとき。

（２）　利用決定内容の変更を希望するとき。

２　前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

３　利用者は、毎年、指定訪問看護事業者を経由して、利用登録申請書兼現況届（様式第１号）に、第２条第２項第４号に規定する医師の訪問看護指示書（届出日において、有効なものに限る。）の写しを添えて、医療的ケア児の現況を市長に届け出なければならない。

（利用登録決定の取消し）

第 11 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

（１）　利用決定を受けた医療的ケア児が死亡したとき。

（２）　利用者が利用を辞退したとき。

（３）　利用者が第４条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（４）　偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。

（５）　その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書（様式第３号）により指定訪問看護事業者を経由し利用者に対して通知することとする。

（事業の従事者）

第 12 条　本事業は、事業の適正な実施のため、指定訪問看護事業者であって、本事業を実施する事業者として市に登録したもの又は市長が必要であると認めた事業者に委託して実施する。

２　本事業を実施する事業者として登録を受ける場合は、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録申請書（様式第４号）を、健康保険法第 89 条第１項の規定により指定された訪問看護事業所ごとに市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の登録の申請があったときは、本事業の事業者の登録可否の決定を行わなければならない。

４　市長は、前項の規定による決定を行ったときは、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録通知書（様式第５号）により、指定訪問看護事業者に通知するものとする。

５　前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録変更届出書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

６　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができる。

（１）　登録事業者が不正に委託料の請求を行ったとき。

（２）　登録事業者が健康保険法第 95 条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき。

（３）　登録事業者が法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

（４）　登録事業者がその他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

（サービスの利用）

第 13 条　利用者が本事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用契約を締結しなければならない。

（請求及び支払い）

第 14 条　登録事業者は、サービス提供終了後、当月１日から末日までの１か月分について福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(様式第７－１及び第７－２号)を翌月 15 日までに、市長に報告し、その検査を受けなければならない。

２　市長は、登録事業者から前項による報告の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。

３　登録事業者は、前項の規定による検査を完了したのち、第７条に規定する費用を市長に請求しなければならない。

４　市長は、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（委託料の返還）

第 15 条　市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により第 14 条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該事業者に事業の委託料の全額又は一部を返還させることとする。

（事業者の遵守事項）

第 16 条　登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　利用者の自宅等に指定訪問看護ステーションの従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。

(2)　登録事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを５年間保存しなければならない。

(3)　本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(4)　業務上知り得た利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

（報告等）

第 17 条　市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

（その他）

第 18 条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

（適用期間）

この要綱の別表に掲げる対象経費②については、令和５年９月１日から令和８年３月 31 日までの適用とする。

（経過措置）

この要綱による改正前の福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

別表（第７条関係）

対象経費	金額
①指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×７，５００円（１時間当たり単価） 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A　サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 （月単位で、１時間に満たないサービスを提供した場合は、３０分未満切り捨て、３０分以上切り上げ） ただし対象者一人につき、一年度当たり４８時間を上限とする。
②指定訪問看護事業者が保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×７，５００円（１時間当たり単価） 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A　サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、保育所・学校等に在籍する医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 （月単位で、１時間に満たないサービスを提供した場合は、３０分未満切り捨て、３０分以上切り上げ） ただし対象者一人につき、一年度当たり１４４時間を上限とする。 また、１人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間を算定時間とし、同一時間帯での重複は認めない。